

令和五年第二十一回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和五年十二月十二日  
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和五年第二十一回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

今回は案件数が多いため、途中で関係職員の入替えを行いますので、御承知おきください。

まず、次第の1、令和五年第二十回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。中村委員と鈴木委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案七件と事務局からの報告が十一件ございます。  
それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一から日程第三までを併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第六十五号 世田谷区登録天然記念物への登録の諮問（四件

）

日程第二 議案第六十六号 世田谷区登録天然記念物への登録及び世田谷区

指定天然記念物への指定の諮問（三件）

日程第三 議案第六十七号 世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区

指定有形文化財への指定の諮問（堂ヶ谷戸遺跡  
出土の顔面把手付土器）

○渡部教育長 議案第六十五号から議案第六十七号までの三件につきまして、  
知久教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いいたします。

○知久教育政策・生涯学習部長 議案第六十五号から議案第六十七号の三件に

つきましては、いずれも文化財に関する議案でございますので、一括して御説明いたします。

まず、議案第六十五号、世田谷区登録天然記念物への登録の諮問（四件）について御説明申し上げます。

本件は、区文化財保護条例第五十四条に基づき、区内に生育する四件の樹木に係る世田谷区登録天然記念物への登録について、文化財保護審議会に諮問することに關する議案でございます。

登録天然記念物の候補につきましては、添付しております資料1から4により御説明いたします。

二ページの資料1を御覧ください。諮問候補一件目は、駒留八幡神社のクロマツです。

三ページの写真を御覧ください。このクロマツは上馬五丁目にあり、樹高は三十メートルに達する境内の中でもひとときわ目立つ存在です。真つすぐに伸びた雄大な巨樹であり、登録天然記念物にふさわしいと考えられます。

次に、五ページの資料2をお開きください。諮問候補二件目は、行善寺のヒノキで、瀬田一丁目にございます。

六ページの写真を御覧ください。ヒノキは、通常、真つすぐ伸びる木ですが、本樹は幹がかなり低いところから三つ又に分かれ、それぞれが真つすぐに伸びています。その樹形は珍しくかつ美しいため、登録天然記念物にふさわしいと考えられます。

次に、八ページ、資料3を御覧ください。諮問候補三件目は、静嘉堂のギンモクセイです。岡本二丁目にございます。

九ページの写真を御覧ください。ギンモクセイは庭木のため、あまり大きく育つ木ではありませんが、樹高が十メートルを超えており、枝ぶりも非常に見事です。樹高十メートルを超える巨樹は珍しく、登録天然記念物にふさわしい

と考えられます。

次に、十一ページの資料4を御覧ください。諮問候補四件目は、松沢病院のタギョウシヨウで、上北沢二丁目にあります。

一二ページの写真を御覧ください。タギョウシヨウは地際から株立ちになり、樹形が傘状になるアカマツの品種です。園芸品種のため、通常、樹高は二メートルから五メートルほどですが、本樹は樹高八メートルと、ここまで大きくなるものは珍しくかつ樹形も美しいことから、登録天然記念物にふさわしいと考えられます。

以上が登録天然記念物の候補となります。

続きまして、議案第六十六号、世田谷区登録天然記念物への登録及び世田谷区指定天然記念物への指定の諮問（三件）について御説明申し上げます。

本件は、区文化財保護条例第五十四条に基づき、区内に生育する三件の樹木に係る世田谷区登録天然記念物への登録及び世田谷区指定天然記念物への指定について、文化財保護審議会に諮問することに関する議案でございます。

登録及び指定天然記念物の候補につきましては、添付しております資料1から3により御説明いたします。

初めに、二ページの資料1を御覧ください。諮問候補一件目は、乗泉寺世田谷別院のクスノキです。宮坂二丁目にございます。

三ページの写真を御覧ください。クスノキは寿命が長く、通常、幹が真っすぐと高く伸びます。写真を御覧いただくと分かるように、本樹は比較的低いところで幹が大きく二つに分かれており、非常に枝ぶりが見事になっています。樹高は二十五メートルで、幹周りは六メートルを超えており、区内ではまれに見る巨樹です。加えて、枝を大きく広げた自然樹形は美しく、それをよく保っていることから、登録及び指定天然記念物にふさわしいと考えられます。

次に、五ページの資料2をお開きください。諮問候補二件目は、慶元寺のケ

ヤキで、喜多見四丁目にあります。

六ページの写真を御覧ください。ケヤキは世田谷区の木であり、非常になじみ深い木ですが、大木が残っている場所は少なくなっています。慶元寺の境内には大きく樹形の整ったケヤキが連なり、敷地境界に列植された屋敷林のような印象を与えます。世田谷区が農村であった頃を思い起こさせる風景の構成要素となっている五本について、登録及び指定天然記念物にふさわしいと考えられます。

次に、八ページの資料3をお開きください。諮問候補三件目は、玉川神社のクスノキで、等々力三丁目にあります。

九ページの写真を御覧ください。本樹は、根元が著しく肥大化しており、幹周りは六・五メートルを超え、その形がとっくりのように見えることから、とっくりグスとも呼ばれています。本来のクスノキとは異なる大変珍しい樹形であり、登録及び指定天然記念物にふさわしいと考えられます。

以上が登録及び指定天然記念物の候補となります。

最後に、議案第六十七号、世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定の諮問（堂ヶ谷戸遺跡出土の顔面把手付土器）について御説明申し上げます。

本件は、区文化財保護条例第五十四条に基づき、堂ヶ谷戸遺跡出土の顔面把手付土器に係る世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定について、文化財保護審議会に諮問することに関する議案でございます。

二ページの資料1をお開きください。6の概要、(4)の内容を御覧ください。区内岡本で平成三十一年に実施した堂ヶ谷戸遺跡第六十一次調査において、埋葬のために掘られた土壇という穴から、顔面をかたどった土偶装飾と抽象的な文様が施された小型の深鉢状の土器がほぼ壊れていない状態で出土いた

しました。これらは顔面把手付土器と称され、顔面と本体が共に残っている出土事例は区内において大変貴重なため、登録及び指定有形文化財（考古資料）にふさわしいと考えられます。

以上の天然記念物及び有形文化財の八件につきまして、世田谷の歴史や文化を理解する上で重要な文化財として、世田谷区登録文化財への登録及び世田谷区指定文化財への指定について、文化財保護審議会に諮問いたしたくお諮りするものです。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、本三件について一括して採決することといたします。

これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

本三件を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第六十五号から議案第六十七号までの三件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第四を上程いたします。

「大野調整係長朗読」

日程第四 議案第六十八号 世田谷区立学校の児童又は生徒に係る出席停止

命令の手續等に関する規則

○渡部教育長 議案第六十八号につきまして、小泉学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○小泉学校教育部長 それでは、議案第六十八号、世田谷区立学校の児童又は生徒に係る出席停止命令の手續等に関する規則について御説明いたします。

本件ですが、学校教育法及び世田谷区立学校管理運営規則の規定に基づき、児童または生徒に係る出席停止の命令の手續等に関し、必要な事項を定める必要があるため提案するものでございます。

右肩のページ番号で二ページを御覧ください。規則の趣旨でございます。第一条でこの趣旨をうたっております。学校教育法第三十五条及び世田谷区立学校管理運営規則第三十六条では、児童・生徒に対して出席停止を命ずることができることが規定されており、また、手續きに関して必要な事項は別に定めるとされております。今回、学校及び教育委員会が行う具体的な手續きを規則として定めようとするものでございます。

次に、第二条以降で具体的な出席停止の手續きについて規定しております。簡単ではございますが、順に御説明いたします。

まず、第二条では、出席停止の具申といたしまして、学校では問題行動を起こした児童・生徒を把握した場合、個別の指導記録を作成しながら様々な方法で改善に向けて指導を積み重ねます。積み重ねの例としては、一時的な別室指導や校長が懲戒として行う訓告が考えられております。そうした指導を粘り強く行った上で繰り返し指導をした場合であつて、それでもなおほかの児童・生徒の教育を受ける権利を保障できないと判断した場合には、校長は出席停止を教育委員会に具申することとしております。なお、具申に際しましては、指導記録と出席停止期間中の指導計画案を提出するとともに、保護者に対して出席停止を具申することを通知するということを規定しております。

次に、第三条、意見聴取の通知についてでございます。具申を受けた教育委

員会は、本人や保護者からの意見聴取を実施することとしております。なお、この意見聴取につきましては学校教育法でも定められており、実施するものとされており。

次に、第四条では、出席停止の命令について規定しております。教育委員会では、出席停止措置の決定を行うに当たっては、校長の具申、保護者等の意見を十分参酌することを規定しています。また、出席停止につきましては文書で通知すること、それから、出席停止の期間は可能な限り短い期間とすることとしております。

三ページにお進みください。第五条では、生活態度等の報告といたしまして、校長は、出席停止期間中の生活態度等を把握し、教育委員会に随時報告することと定めております。

また、第六条では、出席停止期間の変更の具申といたしまして、出席停止期間の変更ができる旨を規定しております。校長は、出席停止期間中の生徒等の生活態度等を総合的に勘案し、出席停止期間の延長や短縮が必要と判断した場合には、教育委員会に期間の変更を具申することとしております。

第七条では、第六条で具申のあった出席停止期間の延長、または短縮の決定の手續きについて規定しております。

最後、第八条、委任といたしまして、その他、この規則の施行に必要な事項は教育長が定めることとして、教育長のほうに様々な手續きについて委任することとしております。

四ページにお進みください。最後、附則でございます。この規則につきましては、令和六年四月から施行することとしております。

続きまして、五ページから九ページまでのところで手續きに必要な様式を定めております。

一〇ページにお進みください。ただいま説明いたしました規則の概要につき



まして、1、法的位置付け、2、出席停止の命令手続きの手順、別紙参照ということで記載しております。

次に、規則の運用について御説明いたします。3、規則の運用についてを御覧ください。出席停止につきましては懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童・生徒の教育を受ける権利を保障するために取られる措置であり、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談を粘り強く行うことが必要と考えております。学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童・生徒に対し、正常な教育環境を回復するために必要と認められる場合には、出席停止をためらわずに検討するということとしております。

4、留意事項については、記載のとおり考えておるところでございます。

次に、5、出席停止期間中の対応について御説明いたします。区教育委員会といたしましては、学校の協力を得て個別指導計画を策定し、期間中の学校内外の指導体制を整備し、学習支援を行い、児童・生徒の立ち直りに努めます。

また、期間中は保護者が責任を持って指導に当たることが基本となることから、自覚と監護の義務を果たすよう、積極的に保護者に働きかけることが重要と考えております。また、当該児童・生徒に対しては、規範意識、社会性等を養うようにし、学校や学級の一員としての自覚を持たせることや、悩みや葛藤を受け止め情緒の安定を図るなど、指導や援助に努めてまいります。ほかの児童・生徒に対しては、動揺を静め校内の秩序を回復するとともに、期間終了後に円滑な受入れができるよう指導してまいります。

一一ページを御覧ください。出席停止の命令手続きについて流れ図を示しております。お時間のあるときに御覧いただければと思います。

最後に、スケジュールでございます。この後、一月に校長会で各学校の校長に説明した後、今年度中を学校内での周知期間といたしまして、来年四月、令

和六年度四月一日からの施行としております。

説明は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第六十八号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第五を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第五 議案第六十九号 世田谷区スポーツ推進計画（令和六年度～十三年度）策定に伴う意見聴取

○渡部教育長 議案第六十九号につきまして、小泉学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○小泉学校教育部長 それでは、議案第六十九号、世田谷区スポーツ推進計画（令和六年度～十三年度）策定に伴う意見聴取について御説明いたします。

本件につきましては、世田谷区スポーツ推進計画（案）について、スポーツ基本法第十条第二項の規定及び世田谷区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の規定に基づき、区長から意見を求められたため、本案を提出するものでございます。

三ページにお進みください。最初に、主旨でございますが、本件は、スポーツ基本法第十条第一項に基づき、地方スポーツ推進計画である世田谷区スポーツ推進計画（案）について、同条第二項の規定に基づき、これを定める場合には、あらかじめ教育委員会の意見を聞く必要があることから、今回お諮りする

ものがございます。これまで、スポーツ推進計画につきましては、令和四年十一月に、区長からスポーツ推進審議会に諮問され、審議が進められてきました。令和五年九月に素案がまとめられまして、区民意見募集等を経て、十一月に審議会より答申されております。このたび、区民意見募集の結果や審議会の意見等を踏まえ、素案を修正し、案として取りまとめられましたので、教育委員会に対して意見の聴取がございました。

次に、計画案の内容を御説明いたします。四ページ、資料1、世田谷区スポーツ推進計画計画案、概要版に沿って、簡単ではございますが、御説明いたします。

まず、スポーツ推進計画策定の経過と趣旨についてでございます。世田谷区では、平成二十六年度に世田谷区スポーツ推進計画を策定し、区民がいつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツや運動に親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境づくりを進めてきております。今年度、令和四年三月に策定された国の第三期スポーツ基本計画を参照するとともに、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、区がめざす生涯スポーツ社会を実現するための目標と道筋を示す指針として、令和六年度から令和十三年度までの計画として新たに策定しようとするものでございます。なお、これまで個別に策定してきましたスポーツ施設整備方針も今回策定する計画に包含することとしております。

次に、本計画の基本理念についてでございます。資料中段下のほうに若干大きな字で書かれておりますが、本計画の基本理念は、「スポーツで 元気あふれる 世田谷 く『いつでも』『どこでも』『だれでも』『いつまでも』」となっております。これまでの理念を継承しつつ、従来の目的としての意味から手段としての意味に発展させたものとしております。なお、スポーツの範囲につきましては、いわゆる競技スポーツだけではなく、心と体の健康の様々な

身体活動をスポーツとして扱うこととしております。

次のページにお進みください。基本理念を踏まえ、三つの基本目標を定めております。

基本目標1といたしまして、スポーツを通じて生活の質を向上させ、生きがい、健康づくりを支えますといたしまして、重点的な取組みとして、生涯スポーツの推進を掲げ、スポーツに親しむきっかけづくりやスポーツを通じた健康づくりの支援などの施策に取り組むこととしております。

基本目標2では、スポーツを通じてコミュニティを形成し、共生社会の実現を目指しますといたしまして、スポーツによる交流の推進を重点的な取組みとしてしております。

また、基本目標3では、スポーツを通じて地域を活性化し、活力あるまちづくりを進めますといたしまして、重点的な取組みにスポーツ環境の整備を掲げております。

また、こうした基本目標を実現するためのスポーツ環境の整備の考え方につきましては、その下にございますように、スポーツ施設の配置ですとか、施設の機能充実、管理運営の観点から、それぞれ考え方をまとめております。区教育委員会といたしましても、この基本計画に基づいて様々なスポーツ施策を行っていくこととなります。

幾つか、本文の中で教育委員会関連の記載がございますので、御紹介いたします。右肩のページで四〇ページを御覧ください。(3)としまして、学校開放の推進及び民間事業者や大学との連携という項目でございますが、この中で、学校開放の推進として、一層の学校開放を進めるとともに、夜間照明の設置による利用時間の拡大についてしていくこと等が記載されているところでございます。

続きまして、右肩のページで五九ページを御覧ください。こちらは、基本目

標2のスポーツを通じてコミュニティを形成し、共生社会の実現を目指しますという項目の施策の一つとなりますが、①トップアスリートとの交流ということの主な事業の一つとして、事業名、学校へのアスリート派遣事業というものが掲げられております。令和六年度の目標といたしまして、区内二十五か所で実施し、令和九年度の目標といたしましては、令和七年度に全区立校、幼稚園で実施後、事業の検証を踏まえた上で実施するということの計画が記載されております。

また、右肩のページで七二ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは、地域スポーツ団体、民間団体との連携、コーディネートといたしまして、総合型地域スポーツクラブの関係について記載しているものでございます。

三ページにお戻りください。5の素案に対する区民意見の募集の結果についてでございます。区民意見募集につきましては、記載のとおり四十名の方から合計で五十八件の意見をいただいております。意見の要旨につきましては、一〇〇ページから記載されている別紙3を御覧いただければと思います。主な意見の要旨とそれに対する区の考え方という形で整理して記載しているところでございます。

最後に、6、今後のスケジュールについてでございます。今後、二月の議会区民生活常任委員会で計画案を報告した後、三月末に計画策定を予定しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第六十九号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第六と日程第七を併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第六 議案第七十号 世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を

改正する規則

日程第七 議案第七十一号 世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正

する規則

○渡部教育長 議案第七十号と議案第七十一号の二件につきまして、宇都宮教育総合センター長より提案理由の説明をお願いします。

○宇都宮教育総合センター長 議案第七十号、世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則、議案第七十一号、世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則について、一括で御説明申し上げます。

本件は、世田谷区立幼稚園の預かり保育の利用単位を月から日に変更することに伴い、規定の整備を図るため、世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則及び世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部改正について御提案を申し上げるものでございます。

初めに、議案第七十号、世田谷区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則の主な改正箇所について御説明申し上げます。

資料右肩に記載の四ページ目、新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前となります。第四条ですが、預かり保育料に係る督促の期間について、第一号、預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに利用の承諾を行ったとき、第二号、預かり保育を利用する日の属する月に利用の承諾を行ったときに区分するように変更いたします。また、その他規定の整備を行います。

続きまして、議案第七十一号、世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則の主な改正箇所について御説明申し上げます。

資料右肩に記載の一八ページ目、新旧対照表を御覧ください。第七条ですが、預かり保育提供幼稚園の利用単位について、月を日に変更いたします。また、その他規定及び様式の整備を行います。

本件は、いずれも令和六年四月一日から施行する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、本二件について一括して採決することといたします。

これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

本二件を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第七十号と議案第七十一号の二件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1) 令和五年第四回区議会定例会における議案の審査結果について、本件に  
関して、井上教育総務課長より口頭説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 それでは、口頭での説明で恐縮でございますが、令和五年第四回区議会定例会における教育に関する議案の審査結果につきまして御報告をさせていただきます。

令和五年第四回区議会定例会における議案につきましては、お手元の次第に記載のとおり、世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例から、世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例までの四件でございます。

二番目の幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、四番目に記載の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例までの三件は、十一月三十日の本会議にて可決されるところに、残る一件は十二月七日の本会議で可決されました。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは次に進みます。

(2)令和五年第三回区議会定例会及び決算特別委員会における質問について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 それでは、令和五年第三回区議会定例会及び決算特別委員会における質問について御報告をさせていただきます。

資料一ページを御覧ください。1、議会日程でございます。令和五年第三回区議会定例会ですが、代表質問は九月二十日から二十一日に、一般質問は二十一日から二十二日にかけて行われました。

次に、令和五年決算特別委員会の日程について申し上げます。総括質疑が十月三日に、文教委員会所管質疑が十月十三日に、そして補充質疑が十月十七日にそれぞれ行われました。全ての質問及び答弁につきましては、区のホームページ上で閲覧が可能となります。

本日、参考までに第三回区議会定例会における教育領域の主な質問、答弁の



要旨を資料二ページから四ページの別紙にまとめてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは次に進みます。

(3)世田谷区教育委員会規則等一部改正に対する教育長の臨時代理による決定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、世田谷区教育委員会規則等一部改正に対する教育長の臨時代理による決定について御報告をいたします。

資料を御覧ください。文部科学省がこれまで使用しておりました、不登校特例校の名称を学びの多様化学校に変更したことを受けまして、教育委員会は、不登校特例校の表記を学びの多様化学校（不登校特例校）に変更することといたしました。これに伴い、世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則及び世田谷区教育委員会事案決定手続規程を速やかに一部改正する必要が生じました。規則及び重要な訓令の改正につきましては教育委員会の決定事項となりますが、速やかに処理をしなければならず、かつ教育委員会を招集するいとまがなかったため、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第二条の二に基づきまして、教育長の臨時代理により、十一月三十日付で決定させていただきましたので、御報告をさせていただきます。

改正内容につきましては、2の改正内容に記載のとおりでございます。

なお、規則等の一部改正に当たりまして、十二月一日付で交付、施行しておりますが、この署名につきましても、臨時代理として教育長が署名いたしました

たことを併せて御報告させていただきます。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)令和五年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について(第二回)、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 本件につきましては、前回の第二十回教育委員会定例会におきまして一回目の点検・評価を行っていただきました。本日は第二回目の点検・評価の実施となります。

資料一ページを御覧ください。本日御議論いただきます対象項目でございますが、八項目が対象となります。まず、施策の柱3、乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進(学習内容)の五つの取組み項目、続きまして、施策の柱4、乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進(学校経営・教員支援)の二つの取組み項目、最後に、施策の柱8、教育DXの推進となります。教育委員の皆様からの御意見と併せ御議論をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○渡部教育長 本日は、八項目について御意見をいただきましたかと思っております。まず、施策の柱3、乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進(学習内容)の五項目について、御意見、御質問がありましたら、どうぞ。

○澁澤委員 まず、項目の(6)からですけれども、それぞれが思い描く未来を実現できる人材を育成するという趣旨にのっとり、キャリア・未来デザイン

教育というのは組み立てられているのですが、実際、子どもたちにとって、自分たちが思い描く未来というものを具体的に頭の中にイメージするということは、実はとても難しいことなのだと思います。一方では、英語の義務教育化、あるいはプログラミングも含めて、与えられる課題を解決するという形で教育が目の前にあると、それを実現することが自分のいい未来をつくるのだと、子どもたちはどうしても思いがちなのだろうと思っています。キャリア・未来デザイン教育ということを進めるときに、この教育がそもそもどこをめざしているのかという趣旨を、ぜひ教員及び保護者に、徹底的に理解できるようにお伝えいただきたいと思っております。

それから、(7)豊かな知力の育成のところですか。ここで学びの質の転換という言葉が出てきます。学びの質の転換は全くそのとおりですし、これはまさに教育委員会の大本命の大命題だと思いますが、私どもが教育の質の転換だけを考えていても、これは多分一向に進まないし、それに対する反発も大きいのだと思っています。特に新しい価値観をつくるということですので、保護者を取り込みながらの新しい質の転換ということを考えていただきたいと思っています。

それから、(8)健やかな身体・たくましい心の育成、この体、スポーツですとか、文化ですとか、芸術というものは、多分、教育の中でいつも子どもたちが戻れる場所なのだと思います。一方で、各教科でそれを実現しなければいけない、自分がどんどん成長しなければいけないというストレスに、子どもたちはとても多くさらされているのだと思いますので、実はこの部分が子どもたちの心のバランスを取る非常に重要な部分だと私どもは考えていくべきだと改めて感じさせていただきましたので、意見を述べさせていただきます。

それから最後、(10)これからの社会の生きる力の育成の部分で、SDGs、あるいはESDという言葉が出てきます。ただ、環境問題のことをSDGsは

言っているわけではありません。実は、SDGsの前段階での国連の取組みというのは、環境問題をみんなで解決しようという形のもが進められていました。けれども、それでは環境問題も、地球の未来も結局果たせないのだという事に気づいて、ここでは環境と経済と社会の調和を考えるとということがSDGsの基本になっています。つまり、今までの行き過ぎた経済一辺倒の価値観ですとか、社会をないがしろにして個人の自己満足に走っていくような価値観ですとか、そういうものも含めて環境を捉えていかないと、特に教育大綱で言っているような「地球と人類の共存」がこれからの子どもたちにとっての第一課題と考えると、その辺の教育を誤らないように、特に環境教育だけやっていればいいのだ、あるいはエネルギー政策だけ教えていけばいいのだということがSDGsだと学校現場が思わないような御指導をぜひお願いしたいと思っています。

○渡部教育長 ありがとうございます。今、(6)、(7)、(8)、(10)について御意見をいただきました。返答はありますか。

なければ、今、事の本質に迫るお話をいただきました。私たちが考えなければいけないのは、目の前にあることを処理することではなく、その先にあること、事の本質、何のためにやっているのかというところに視点を当てた教育をやっていくということだと思います。これからそういう視点を忘れずに進んでいければと思っています。

○中村委員 細かいところで恐縮ですが、例えば、取組み項目(6)ではキャリア教育インフルエンサー、その後の項目でもICTインフルエンサーと、インフルエンサー制度を実施されております。これについて学校に聞いてみると、まだ始まったばかりでという御回答もいただいているのですが、今後、例えば、いわゆるこのインフルエンサーの種別とか、人数とか、それから効果検証をどうやってやっていくのかというあたりを、今日でなくて結構です

ので、後日御説明いただければと思います。

あわせて、部活動の地域移行に関してですが、最近、熊本県だったか、熊本市だったか、いわゆる外部移行をしないで今までどおりという見解を発表しておりますけれども、世田谷区では、九月に保護者、生徒、教員にアンケートを実施したと聞いております。その結果、教員のどのぐらいの数が部活動の顧問を希望していないのか、つまり、どの程度をほかで埋めなければいけないのかあたりの集計結果を、後日改めてお知らせいただければと思います。

二点、よろしく願いいたします。

○渡部教育長 今、二点御質問いただいています。まず、インフルエンサー制度についてです。今は、ICTとキャリア教育でインフルエンサーという呼び方をする教員のグループがあります。インフルエンサーですから、自分の学校だけではなくほかの学校まで影響を及ぼす人というところで考えていますが、教員たちの中からやりたいこと、やれそうなことを話し合いをしながら進めていくという趣旨に基づいてやっていっているところです。自分で手を挙げてきた教員ですので、意欲があって、これで何とか学校を変えようというところまで考えている教員もいますので、今後に期待するところです。まだ始まったばかりですので、効果検証についてはこれからだと思っています。ICTインフルエンサーについては少し進んできているので、効果についてもまた今後検証できると思っています。

○山口教育研究・ICT推進課長 御質問ありがとうございます。ただいま教育長がおっしゃいましたように、ICTインフルエンサー及びキャリア教育インフルエンサーにつきましては、本当に意欲のある教員たちが自分たちで課題を持って、どのように世田谷区の先生たち、学校の子どもたちのためになるかという研究を進めてまいります。委員御指摘の効果検証につきましては後日お伝えできればと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○渡部教育長 では、後日ということをお願いします。

部活動に関してはいいですか。

○小泉学校教育部長 熊本市は部活動を学校のほうで引き続きやるという答申を出したという記事を、私のほうでも承知しております。世田谷区でも、現在、アンケートもそうですけれども検討委員会を進めておるところで、今年度末にまとめを出すところでございます。アンケートについては今集計中でございますので、またまとまり次第、皆様に御提供しようと思っております。部活動支援員につきまして、世田谷区でも強化しなければいけないということで、予算要求をさせていただいて、できるだけ多くの外部の方を招き入れようということをやっております。また、検討委員会のほうでも、地域移行を進めるに当たってできるところからやっていくと、スチューデントセンターということ、生徒を真ん中にして考えていくということを進めておるところです。なかなか一足飛びにはいかないところもございませけれども、学校の資源、それから地域の資源の両方を使いながらやっていこうと考えております。

○鈴木委員 まず、私からは、(6)の②、人権教育の件について、人権尊重教育の推進に取り組んでいただいていること、その成果が出ていることについて、まずは感謝を申し上げます。性自認、性的指向についての指導は、やはりバランスが大切だと考えています。理解を深めたいがために極端になり過ぎないように、また、立場によっては、今まで感じたことのないような不安や不快感を持つような事例も発生しておりますので、俯瞰視点で捉えて指導に当たっていただけたらと、願います。

また、次、(7)の豊かな知力の育成については、STEAM教育について、教育センターの役割がかなり大きくて、毎月行われている講座はかなり有効かと思っております。今年度を見ますと、昨年度よりもいろいろな講座の広がりが見えますので、こちらのほうもますます推進していただきたいと思いますと考えて

おります。

③の読書力の育成は、学校図書資料の新旧の入替えはどのようになっているのかというのが一点と、昨年も新聞を活用した教育の推進の項目がございました。NIEの学習だと思うのですが、こちらの学習効果をいろいろ調べるアンケート結果を見たりしましたが、国語力のアップが図れること、また、学力の底上げに有効でありますので、NIEタイムの導入などを検討していただき、ますます推進していただけたらいいと思います。読書力については、幼児期からの本への親しみも大切ですので、こちらは乳幼児のほうの何か取っかかりみたいのがあればいいかと思えます。

(8)の健やかな身体・たくましい心の育成についてです。やはり長い間、体力、運動能力の向上について取組みをされておりますけれども、コロナ禍があったとはいえ、なかなか改善されないという根本的原因は何なのか、そういうあたりをもう一度考えてみたらいいと思います。あと、やはり体力、運動能力向上についても、幼児期、乳幼児期からの教育の面からも考えていったらいいのではないかと思っております。

(9)のことばの力の育成は、こちらも昨年も申し上げましたけれども、教科「日本語」の教育は、ほかの教科への読解力や影響力、理解力などに非常に影響がございますので、引き続き進めていってほしいです。日本語をきちんと理解できていないと、英語力も全然アップできませんので、こちらも引き続きお願いします。

私からは以上です。

○渡部教育長 今たくさんいただきましたが、質問に関しては二点でよろしいでしょうか。図書室の本の入替えについて、もう一点がNIEの教育をどのように行っているかという二点でよろしいでしょうか。

まず、学校の図書室の本の入替えについてとNIEについて。

○山本教育指導課長 本の入替えについてですけれども、予算は毎年ついております。全校、委託で司書も配置しているところがございますので、各学校で協議しながら、子どもにふさわしい本を毎年選んで新しい本を導入しているところでございます。

二点目、NIEについても、中学二年生で、社説を読んで、その要約をする、その要約に自分の意見を書いて、それを添削してもらおうという学習を行っております。新聞を活用した教育についても今後一層推進してまいります。

○坂倉委員 取りまとめ、ありがとうございます。

私からは全体についてなのですけれども、まず、個々の取組みに関しては、本当にすばらしい活動をありがとうございます。

ただ、この3の項目については、教育の一番中心となる重要な部分だと思います。ここは人間性、知力、身体、言葉、生きる力となっていて、これもすぐ必要な項目だと思うのですけれども、この五つを個別の経験で伸ばしていくというのが、個別にそれを育むというのはなかなか大変なのではないかと全体の印象として感じました。すごく資源が豊富にあって、五万人から成る児童・生徒全てにこの経験を提供できるということであればよいのですが、そこまで資源が豊富にあるわけではないと思うと、全体的な経験の底上げをしていくときに、五つの項目をこれまでどおり、あるいはそれぞれを改善してやっていくのも重要なのですけれども、一遍立ち止まって、どこが一体問題でまず何をするといいのか、何をすればインパクトが高いのか、どういう順番でやっていったらいいのか、それを提供する先というのが児童・生徒全員なのか、それとも選択的に参加してもらおうようにしたほうがいいのかといった、これを進めていく全体の戦略というのがもう少し明確になると、それぞれの取組みの力が掛け算になっていくのではないかと思いました。

そのときに、多分個々の学校で取り組む内容と、それから総合教育センター



のような本当に世田谷らしい新しい取組みがありますから、その役割というのが学校とどういう関係になるのか、補完的な役割になるのか、学校の支援をするのか、そういったようなところが戦略としてまとまっていくとなおいい、あるいは個々の取組みの成果がより明確になるのではないかと思いました。

○渡部教育長　ありがとうございます。とても大切なことをいただきました。この五つがばらばらで、どういう順序で誰に対してというところがはっきりしていないということで、戦略的にそれを取り組んでいけばいいのではないかというところでいただいています。教育委員会も、どこが何をやっているというところが見えにくいことがあります。戦略的に取り組むというところで、少しずつ考えながらやっていくということがいいかと思いました。また、これが一個一個ばらばらに存在しているものではなくて、本当は全部同じことに対して目的を持っているわけですから、そういう考え方も必要です。五つの項目を一つとして考えていくというところも、いいと思います。

それでは、次に行つてよろしいでしょうか。

次は、4の乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進（学校経営・教員支援）の二項目についてです。番号で言うと(11)と(12)のところですが、ここに関してはいかがでしょうか。

○澁澤委員　今の視点ともとても似ているのだと思うのですが、教員の支援ということを考えていったときに、確かにここに出てきている内容というのはそのとおりで、皆さんのご努力は本当にすごいと思うし、これによって今年一年随分改善されたという実感も私自身持っています。

ただ、もう一つそろそろ考えなければいけないのは、教員という仕事が一体どこからどこまでなのかということ、もう一回青臭い議論があってもいいかと思えます。なぜかという、企業の立場にいと、教員という仕事は製造、営業部門、それからいろいろな苦情処理係を全部一人の人間がやれということの

ほとんど同じだと思っていて、恐らく企業の現場ではこういう体制はあり得ないのです。ただ、それが全部一気通貫で通っているがゆえに、お子さんたちにとっても質の高い教育ができている、あるいは保護者の方々も納得するということとは、一方ではとても重要だと思います。ただ、これだけ人数が多くなり業務が多くなってくると、献身的教員像を前提とした学校の組織経営では、もう質の高い学校教育が維持できないということがここにまさに書かれています。この文章を見たときに、そうなのだろうととても心が痛みました。今のような教員が中心になって全ての事象に対して一気通貫で全部が対応するというシステムをどう変えられるのか、その辺を一回ぜひ考えていただきたい。つまり、先ほどの議論と一緒に、教員の役目、あるいはそれを支える教育委員会の役目、それから、ひよっとしたら新しい部署の設立が必要なのもかもしれません。が、そういう戦略的な視点というのがどうしても必要になると思っています。それから、次の信頼される学校経営の推進ですが、一番最後の課題と方向性等の最初のところに、人間の創造性や感性、粘り強くやり抜く力など非認知的能力が大切だと書かれています。これは何も幼児教育だけではなくて全て、私たち大人も含めた小・中学生のことだとして、要するに、教育の視点の置場が変わったのだらうと私は捉えています。それをどう実現していくかということもぜひこれから考えなければいけないのかと思って読ませていただきました。いずれも私の意見です。

○渡部教育長 ありがとうございます。今いただいた御意見で何かありますか。よろしいですか。

とても大事なところをいただきましたが、確かに、一八ページ、課題と方向性等の下の四、五行目ぐらいに書いてあるところに関しては、今後どういう形でやっていくのかということを少し協議する必要があるかと思っています。

それとともに、世田谷区では、来年から働き方改革を本格的に取り組もうと考

えています。今お話しいただいたことに、どこからどこまでが教員の仕事として成り立っていくのかも協議していくといいと考えているところです。

○中村委員 二〇ページ、課題と方向性等のところ、学校評価の話がそれ以前も幾つか出てきています。以前から学校評価についてはいろいろ課題があった、一つは、どうしても十月ぐらいにやるアンケートの結果分析で終わっているのではないかと、それから、保護者のほうも分からないという回答が多くて、印象評価になっているのではないかと、様々な課題が私が現役の頃から指摘されていきました。それ以降、オンラインによる実施等がかなり進んでいるとは思いますが、評価項目や実施手法を見直すところに記載されていますので、ぜひアンケートオンリーの学校評価ではなくて、もっと学校全体をトータルに評価できるようなシステムということで見直しを図っていただければと思います。

そういった意味で、私の現役のときも、評価委員の方にはできるだけ学校を見ていただいて、それで、ショートレポートのようなものを出していただいたり、それを基に評価委員会で協議したりとか、そういうことを繰り返してきましたけれども、そんな形で学校評価の見直しの一つの参考にさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 学校評価のことについていただきましたが、よろしいですか。学校評価はウェブ評価に昨年から変わりました、保護者の回答数が減ったことがあり、課題は出てきています。また新しい取組みがどうなのかということも今協議しているところです。併せて、評価項目についても、また、ウェブ評価における評価の在り方を考えていったほうがいいと思っています。

○坂倉委員 教員の資質・能力の向上に向けた支援という項目は、いろいろな意味ですごく重要なのではないかと思っています。大きく二つの意味で、本当に教員の資質の面と、さっき教員の働き方改革というのがありましたけれど

も、教員自身の生きがいとかウエルビーイングをどういうふうにつくっていくのかということが大事かと思えます。

最初のほうで言うと、VUCAと言われていますが、子どもに対しては、これから予測不可能な時代になっていくから、自分で学び続ける力をつけてほしいと言っていますけれども、まさに今これを問われているのは教員の皆さんだと思います。教員として学んだスキルというのがそのままでは使えなくなっていて、どんどん新しく学んでいかなければいけない、新しい教員像を身につけていかないといけないということを突きつけられていて、これはすごく大変なことなのだと思います。教員のリススキリングの機会とか、それを変えていく、アップデートしていく機会をもっと用意していくことは本当に大事なことでないかと思えます。さらに、子どもにやれやれと言う以前に、自分がそれにチャレンジできるとか、新しいものを身につけていくことを大人が態度として見せるということも、教育効果はすごく高いと思えますので、そういう意味でも教員の支援は大事だと思います。

もう一つ、働き方ということにも関わるのですけれども、そもそも、教職員の方、教育委員会の方々も含めて教員自身がウエルビーイングな働き方というか、やりがいを持って、心安らかにもっと自分を高めていく、意欲が湧いてくるような働く環境というのをどんどんつくっていくということが本当に一番最初にやらないといけないことなのではないかと。子どものために何かを提供するというのは大事なのですが、そのために歯を食いしばって自己犠牲的にやるということではなくて、まずは先生たちがすごく楽しく、幸せそうに暮らしていて、学校をつくっていて、授業をやってくれてという環境があつてこそ、子どもは伸び伸びとできると思いますし、安心してチャレンジができる、未来に対しても希望が湧いてくるのではないかと思いますので、ここは本当に大事だと思っています。なので、教員の資質・能力の向上に向けた支援と

いう取組み項目の名前なのですけれども、資質と能力の向上だけではなくて、教員のやりがいとかウエルビーイングの向上といったことも含めて推進していくと、さらにいいのではないかと思います。

○渡部教育長　大きなところでいただいています。返答はよろしいですか。おっしゃるとおり、教員の昔得たスキルが使えなくなってきたというものは、自覚しているところです。ICTが発展して、画一的な授業、黒板とチョーク一本の授業では成り立たないというところは、分かっているので、教員は皆何とかして自分の力を高めようと考えているところです。この見方、考え方を持って、今までにはなかったウエルビーイングの考え方、教員自身がやりがい、働きがいというのを感じながら進めるということにも少し視点を当てる必要があると、そういう視点も大事にしていきたいと考えています。

では、(11)、(12)はよろしいですか。

では、次に行かせていただきました。8、教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進の一項目についてはいかがでしょうか。

○澁澤委員　現在の私たちの進んでいる方向というのは、大きく間違っていないと思いますし、それに対して皆さんが御努力いただいていることも全くそのとおりだろうと敬意を表するところなのです。

ただ、この何年間かではつきり分かってきたことは、DXの推進が本当に働き方改革に直結するののかということ、多分もう一回考えてみななければいけない。DXが進むことにより物事を深く理解をしたりとか、広く理解をするということに関しては、DXはとても有効なだけでも、DXで省略された部分は、またどんどん新しい業務が生まれてしまって、実際DXを推進したのだけでも、業務数は全く変わらない、むしろ増えてしまったというような事例も方々に見られるようになってきている。DXがこれから私たちに何をもたらしてくれるのかということ、そろそろ議論する時期なのかと思っております。

ます。

○鈴木委員 私からは細かいことなのですが、区内の小・中学校の全ての児童・生徒には一人一台のタブレット端末の配備が終わってしまっていて、皆さん活用されているということで、とてもいいことだと思います。既に導入されて数年たちますけれども、メンテナンスの時期だったり、タブレットをアップデートしたりとかという時期も来たりとかしていると思います。今まで、この数年でタブレット端末の破損や不具合などが起こっていると思うのですが、その数や対応について少し教えていただきたいと思います。

○山口教育研究・ICT推進課長 破損につきましては、各学校で破損したということを担当が受けまして、ヘルプデスクのサービスセンターに連絡をするようになっております。その業者が各学校に出向きまして、破損されたPCを預かって、破損の修理が完了したら学校に戻すというような手順を踏んでございます。

数については把握はしていませんけれども、全体のところで数%が破損してしまうと。今、タブレットにカバーがついておりまして、それがとても頑丈なもので、落としてもすぐには破損しないというところで報告は受けている状況でございます。タブレットカバーを生産している業者が今現状は足りないという状況で、この前、十二月の後半から一月に生産が間に合ってきたということで、今学校は待っているのですけれども、これから破損されたタブレットカバーについては、交換したりだとか修理をしていくという状況でございます。

○鈴木委員 ちなみに、小学校を卒業した場合は、タブレットは学校にお返しするのですか。中学卒業もですよ。中学に入った時点でもう一度新しいタブレットが配付されるのですか。

○山口教育研究・ICT推進課長 タブレットにつきましては、小学校を卒業

した段階で一度学校に戻して、キittingといひまして、きれいにした状態  
でまた中学校にお渡しするという状況になっております。ただ、アカウントは  
そのまま引き継いでいるという状況でございます。

○宇都宮教育総合センター長 小学校は小学校で回しているでしょう。中学校  
は中学校で回している。

○鈴木委員 六年生、卒業したのをまた一年生に戻すのですね。

○渡部教育長 はい。そのような形で回しているということですね。

○山口教育研究・ICT推進課長 子どもの機器そのものが中学校に上がると  
いうわけではないです。説明がごめんなさい。

○宇都宮教育総合センター長 破損の件については、意図的ではなくて偶然落  
としてしまったりして壊した場合には無償で補償するのですが、投げてしま  
う子とかがいるのです。そういうふうにして破損した場合には弁償という形  
でやっていたかどうかというふうな方針を決めております。

○渡部教育長 世田谷区の場合は、先ほど数%というお話があったのですが、  
頑丈なカバーに守られているので、平均に比べると非常に少ないという結果が  
出ているところでございます。

○坂倉委員 先ほどの先生の支援ということにも重なるのですけれども、先生  
のDXというか、どういうふうに使ひこなしていくかということはとても大事  
だと思ひました。すぐ使ひこなしている先生もあれば、いまだに連絡は電話  
でくださいみたいな先生もいて、相当いろいろ温度感があるのだろうと私の身  
の回りの先生でも思ひます。

伺ひたいのは、一括で入れていくシステム、タブレット、ロイロノートとか  
というのは、与えられる道具は一緒だとしても、先生によって使ひこなし方は  
大分違うのではないかと思ひます。うまく使っている方の知見をみんなでシエ  
アするとか、そういうお取組みがとても大事だと思ひます。ですので、それは

どういうふうにされているのか、これから取り組まれていくのかというのを伺えればというのが質問です。

尾山台中学に結構ＩＴ支援員の方が来てくださって、担当の先生が相談して、これとかできるとか、あれとかどうかなみたいなことをやってくださっているおかげで、今、ロイロノートのアカウントをうちの研究室につくってもらって、もちろん全部は入れないのですけれども、その一つのクラスの情報だけは直接授業に出られる。そこで、毎週、生徒のウェルビーイングの度合いを送ってもらって、それをうちの学生が集計を試みたいなことをやっています。それは別に何の制度も変えずに今ある道具の範囲の中でできていて、一緒に授業を設計していくみたいなのができていたりします。

そういうふうによく使っているところもあり、さっき言ったように連絡は電話でみたいな感じのところもあって、その辺のいろいろなやり方とか、使い方のシェアみたいなことというのは結構進んでいるのでしょうか。それともこれからなのでしょうか。

○山口教育研究・ＩＣＴ推進課長 全体におかれましては、先ほど申し上げましたロイロノートだとかの研修を行ってございます。あとは各学校でＩＣＴの研修ということで行ったりとか、先ほど言ったロイロノート以外にも、すぐー等の活用の方法だとか、アンケートを取ってやる方法だとか、各学校で様々な工夫をしているという状況でございます。

あと、追加でインフルエンサー、先ほど申し上げましたけれども、インフルエンサーがそれぞれ自分で培った知見を各先生方にチームス等の掲示板等でお知らせして、周知を図っているというところでございます。

○坂倉委員 先生のチームスがあるのですね。全員入っているのですか。

○山口教育研究・ＩＣＴ推進課長 全員入っています。

○渡部教育長 今お話がありました、こちらで集合研修をするより各学校で



どう使うかが重要なので、各学校で研修を行っている例が多いです。ミニ研修として行ったり、または一時間ぐらいの研修を行ったりしている学校ほど活用率が高いという結果が出ています。

ほか、DXに関してはよろしいでしょうか。

それでは、ここで職員の入替えを行いますので、しばらく休憩とさせていただきます。

午前十一時十四分休憩

午前十一時十五分再開

○渡部教育長 それでは、再開いたします。

(5)学校校庭における危険物の確認・除去作業の完了について(報告)について、本件に関して、池田教育政策・生涯学習部副参事(教育施設担当)より説明をお願いいたします。

○池田教育政策・生涯学習部副参事(教育施設担当) 本日、教育環境課長が体調不良のため、代わりに御報告させていただきます。

学校校庭における危険物の確認・除去作業の完了について(報告)でございます。

資料一ページ、主旨を御覧ください。杉並区内の小学校の校庭のくぎによる児童受傷事故を受けまして、当区においても、事業者委託による金属探知機を用いて、危険物の確認、除去の作業を実施いたしました。作業が終了いたしましたので、御報告させていただきます。

2、経過につきましては、記載のとおりでございます。

次に、3、小・中学校校庭における危険物の確認・除去についてでございます。八月下旬から十一月上旬にかけて実施しております。作業内容は、金属探知機による調査になりまして、今回の調査における除去結果といたしましては、小学校ではくぎが四千四百十八本、ペグ類は二千七百四十四本で、合わせ

て七千八百八十五本ございました。中学校ではくぎが千七十七本、ペグ類については九百七十一本で、合計二千四百九十七本でございました。

次に、今後の対応についてでございます。今後、校庭の安全確保につきましては、学校安全対策マニュアルへの反映と、これに基づく安全管理項目の点検徹底を各学校に周知してまいります。また、運動会などの行事開催前後など、必要に応じまして学校で安全確認が行えるよう、金属探知機の貸出しを教育環境課で実施しまして、引き続き、事故防止に取り組んでまいります。

最後に、次の二ページをお願いいたします。左側の表、総括表がございました。除去総数としましては一万五百六十三本ございました。一校当たりの平均の本数としましては百二十七本でございます。右側の円グラフ、危険物除去数の割合としましては、今回調査いたしました学校のうち四五・八%、三十八校が五十本以下となっております。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)図書館ブックボックスの設置について、本件に関して、齋藤中央図書館長より説明をお願いします。

○齋藤中央図書館長 それでは、資料を御覧ください。図書館ブックボックスの設置について御説明いたします。

1、主旨でございますが、区立図書館では、予約資料の受け取り場所の増設などによる利用者の利便性向上を図るため、新たなサービススポットとして、駅舎内や駅周辺などの利便性の高い場所に、予約した図書資料を無人で受け取ることができる宅配ボックス型の図書館ブックボックスのモデル設置の検討を

進めてまいりましたが、今年度の検討状況について御報告いたします。

2、設置場所（予定）でございますが、小田急線下北沢駅の中央改札口の外のエレベーター横でございます。

二ページ目を御覧ください。配置図を御案内しました。それで、小田急線の中央口というのが図の真ん中にあるのですが、ここは京王線への改札へ進むところでございます。そこにブックボックスを設置する予定でございます。

一ページ目に戻っていただきまして、利用時間でございますが、小田急線稼働の時間帯、小田急線下北沢駅の始発から二十五時頃を想定しております。

4、運用方法につきましては、①利用者がインターネット、窓口で図書予約時に図書館ブックボックスでの受け取りを指定する。②予約図書を定期的に図書館員がブックボックスへ搬送し、利用者に予約確保のメールを送ります。③利用者は、ブックボックスで予約図書を受け取るというふうな段取りになっております。なお、受け取った図書は、最寄りの図書館、図書室、図書館カウンターブックポストや窓口に戻却することができます。

5、概算経費ですけれども、購入・設置費用は約七百万円を予定しております。設置場所の賃借料等につきましては小田急電鉄と調整中です。

6、今後のスケジュールでございますが、十二月中に入札を行い、来年、令和六年二月に文教常任委員会及び教育委員会に対して運用開始の御説明を改めていたします。三月以降、図書館ブックボックスを運用開始いたしました。令和六年度以降、ブックボックスの評価、検証、令和七年度以降に図書館ブックボックスの拡充の検討、実施をしてまいります。

説明は以上になります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(7)区議会提出議案の意見聴取に対する教育長の臨時代理による決定について、(8)世田谷区教育委員会規則一部改正に対する教育長の臨時代理による決定について、この二件に対して、前島学校職員課長より一括して説明をお願いいたします。

○前島学校職員課長 それでは、区議会提出議案の意見聴取に対する教育長の臨時代理による決定について及び世田谷区教育委員会規則一部改正に対する教育長の臨時代理による決定について、一括して御報告いたします。

初めに、区議会提出議案の意見聴取に関する資料の一ページ目を御覧ください。本年十月に特別区人事委員会より、令和五年度の給与等について特別区内の民間企業事業者の給与水準と均衡させるため、給与月額及び期末手当、勤勉手当の年間支給月数を引き上げる勧告がございました。

勧告内容につきましては、2の特別区人事委員会勧告の主な内容を御覧ください。この勧告に伴いまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正を行う必要がございます。加えて、勧告に基づくものではございませんが、常勤職員の給与との均衡を確保し処遇改善を図るため、地方自治法の改正を踏まえまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についても一部改正を行う必要がございました。また、一般職員の給与改定に伴いまして、教育長につきましても、世田谷区特別職報酬等審議会への審議を踏まえまして、条例の一部改正を行う必要がございました。条例改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づきまして、あらかじめ区長から教育委員会に意見聴取を行う必要がございますが、速やかに処理しなければならず、かつ教育委員会を招集するいとまがなかったため、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第二条の二に基づきまして、教育長の臨時代理により十一月二十四日付で回答しましたので、

御報告いたします。

なお、改正内容につきましては、3の改正内容に記載のとおりでございますが、先ほど御説明した内容等につきまして、各条例ごとに項目、概要、施行年月日等を表でまとめてございます。後ほど御確認ください。

続きまして、教育委員会規則一部改正に関する資料、一ページを御覧ください。ただいま御報告いたしました意見聴取に対する回答を行った各条例の一部改正につきまして、十一月三十日に開催されました区議会第四回定例会において可決をされております。このうち、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の可決に伴いまして、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の改正を条例の議決日同日で行う必要がございました。規則改正につきましては教育委員会の決定が必要となりますが、こちらにつきましても速やかな改正が必要であったため、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第二条の二に基づきまして、教育長の臨時代理により十一月三十日付で決定させていただきましたので、御報告させていただきます。

改正内容につきましては、2の改正内容に記載のとおりでございます。なお、規則の一部改正につきましては、十一月三十日付で交付してございます。この署名につきましては、臨時代理として教育長が署名いたしましたことを併せて御報告させていただきます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(9)令和四年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握について、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長 それでは、令和四年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態調査について御説明いたします。

一ページ目の1、主旨を御覧ください。このたび、東京都教育委員会が都内全公立学校を対象に実施した令和四年度に発生した体罰等の実態把握調査の結果が十一月二十四日に公表されましたので、調査の結果及び世田谷区の状況について御報告いたします。

では、2、調査結果の概要につきまして御報告いたします。右上二ページを御覧ください。本調査の概要でございます。1、目的、2、方法等は記載のとおりでございます。3、体罰等の状況の行為者数の表の令和四年度の欄を御覧ください。都内全公立学校二千四百四十六校において、令和四年度に発生した体罰等行為者の内訳は、体罰が七人、不適切な指導及び行き過ぎた指導が七十八人、暴言等が百十六人ございました。なお、体罰等の状況については、前年度、前々年度と比較して、体罰については横ばい、不適切な指導及び行き過ぎた指導、暴言等については増加傾向にあります。

これら体罰等の分類基準については、三ページに記載しておりますので、御確認ください。

最後に、本区の状況についてです。一ページにお戻りください。体罰が行われた学校は、昨年度に引き続きゼロ件ですが、ここに不適切な行為が一校とあります。一名でございます。資料の修正をお願いいたします。不適切な行為は中学校で一名ということで、分類としては、不適切な指導でございます。

教育委員会といたしましては、不適切な指導等が発生していることについて重く受け止めております。体罰や不適切な行為の禁止については、これまで定例の校長会、副校長会などを通して繰り返し注意喚起を行って、危機意識を高め、各学校においては職員会議や校内研修会において定期的に扱い、指導の徹底を図ってきたところでございます。加えて、区教育委員会主催の研修で子ども

もの人権を大切にした指導についてとして、毎回ミニ研修を設定し、体罰等についての自己点検や効果的な指導について扱っております。今後も、あらゆる機会を通じ、体罰の根絶に向けて取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(10)世田谷区立弦巻中学校の校舎棟改築に伴う学校開放施設の貸し出し休止について、本件に関して、加野地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野地域学校連携課長 それでは、世田谷区立弦巻中学校の校舎棟改築に伴う学校開放施設の貸し出し休止について御報告いたします。

1、主旨でございます。区立弦巻中学校校舎棟の老朽化等に伴う改築事業について、令和四年十二月十三日、教育委員会において、世田谷区立弦巻中学校校舎棟改築基本構想を報告し、改修工事は令和六年度から実施することとしておりました。改築工事は校舎棟ですが、体育館棟とプール棟については引き続き活用し、特別教室の転用改修工事や中長期の周期的改修工事を段階的に実施していくため、学校開放施設の運営に支障のある期間について、順次、施設の貸出しを休止いたします。

2、休止する施設及び期間（予定）でございます。プール棟内の各施設につきましては、トレーニングルームが令和六年四月一日から令和十年三月三十一日、ミーティングルーム、和室については令和六年六月一日から令和十年三月三十一日、格技室については令和六年六月一日から同年十月三十一日、また令和八年夏、令和九年夏を休止いたします。校庭については令和六年秋から令和十年三月三十一日まで、体育館については令和八年夏を休止いたします。

周知につきましては令和六年一月一日より行い、周知方法は記載のとおりでございます。

また、5、世田谷区立弦巻中学校改築事業の今後のスケジュールについては、記載のとおりでございます。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(11)世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想策定委員会設置について、本件に関して、加藤教育相談課長より説明をお願いします。

○加藤教育相談課長 世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想策定委員会設置について御報告をいたします。

一 ページ目の1の主旨でございます。学びの多様化学校（不登校特例校）の開設に向けて検討を進めるため、世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想策定委員会――以下、策定委員会といいます――の設置について御報告をするものです。

2、策定委員会設置の背景についてでございます。教育委員会では、不登校支援を充実させていくため、令和六年度を初年度とする世田谷区教育振興基本計画（素案）の中で、新たな特例校の開設、運営及び不登校支援の充実を掲げまして、ほっとルームの拡充、学びの多様化学校（不登校特例校）分教室の充実、ほっとスクールの地域偏在解消と定員の拡大、オンラインでつながる支援事業の充実を位置づけ、これに沿って様々な支援形態の整備を推進してまいりました。こうした中、十一月の文教常任委員会で御報告したとおり、ねいろでの知見を基に、令和六年度からの教員共通の指針となる不登校支援ガイドライ



ン（素案）をまとめたところでございます。不登校支援ガイドライン（素案）等の評価を受け、今後、各学校における魅力ある学校づくりを進めるとともに、増え続ける不登校児童・生徒のニーズに対応した教育機会を確保するため、申込み相談数の多い学びの多様化学校（不登校特例校）の増設が急務であり、開設の検討を早急に進めていく必要があると考えております。

3の不登校児童・生徒の現状でございます。(1)のとおり、世田谷区の小学校、中学校における年間累計三十日以上欠席している不登校児童・生徒数は、平成三十年度は八百二十五人でしたが、令和四年度には千五百四十人と一・九倍に増加してございます。さらに、令和五年度も増加傾向が続いてございます。

(2)でございますが、ほっとスクールの入室希望者、また、学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」への入室希望者についても、下記の表のとおり多くなっているところでございます。

それでは、二ページ目を御覧ください。4の検討の方向性についてでございますが、学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」評価・検証では、少人数のよさを生かした学習活動、登校時間や学習内容の柔軟さ、コミュニケーションの力の育成等の視点から成果を上げている一方で、世田谷中学校の分教室となっているため、専科教室、校庭、体育館がないことや、教職員配置が少ない体制になっていることなどが課題となっております。これらを踏まえまして、これまでの画一的な学校だけでなく、児童・生徒のありのままを受け入れられる学びの多様化学校（不登校特例校）の開設を検討してまいります。検討においては、全区的な受皿としての機能、取組みを全校に還元することで不登校の未然防止につなげることなども含め、安定した体制で実施できるような視点が必要であり、学校教育法に基づく学びの多様化学校（不登校特例校）本校としての開設を中心に検討してまいりたいと考えております。

5の策定委員会委員の構成でございます。学識経験者、医療関係者、弁護士、不登校児童・生徒の保護者、教育相談臨床心理士、また、区立小・中学校長及び教諭などで構成し、必要がある場合には、委員のほか外部の有識者からの意見を聞き、検討を進めることとしております。

6の今後のスケジュール（予定）でございます。令和六年二月の文教常任委員会及び教育委員会に基本的な考え方を御報告し、令和六年五月の文教常任委員会及び教育委員会において基本構想案を御報告いたします。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(12)その他の連絡事項等はございませんか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 本日は資料配付が六件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思いますますが、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行い

ます。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、知久教育政策・生涯学習部長、小泉学校教育部長、宇都宮教育総合センター長、井上教育総務課長、前島学校職員課長、山本教育指導課長、加藤教育相談課長、井元学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当）、書記の大野教育総務課調整係長の出席といたします。

それでは、ほかの事務局職員及び速記者は御退席をお願いいたします。

午前十一時三十一分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十一時四十四分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

次回の教育委員会は十二月二十六日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和五年第二十一回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時四十五分閉会